

答弁書第一五号

内閣参質一四五第一五号

平成十一年五月二十五日

内閣総理大臣 小 渕 恵 三

参議院議長 斎 藤 十 朗 殿

参議院議員福島瑞穂君提出無期刑囚の執行期間及び医療体制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島瑞穂君提出無期刑囚の執行期間及び医療体制に関する質問に対する答弁書

一の（一）について

平成十一年四月一日現在、行刑施設に收容されている被收容者のうち、無期刑の執行を継続した期間が二十五年以上の者の御質問に係る期間別及び施設別人数は、別表一のとおりである。

一の（二）について

別表一に掲げた者のうち、平成十一年四月一日現在、昼夜独居拘禁に付されている者の人数及び独居拘禁継続期間は、別表二のとおりである。

一の（三）について

別表一に掲げた者のうち、平成十一年四月一日現在、心身に異常があり治療を受けている者の人数は、別表三のとおりである。

二の（一）の1について

平成十一年四月一日現在、行刑施設に配置されている医療職俸給表（一）適用職員のうち医師の人数及びその専門診療科目は、別表四のとおりである。

二の（一）の2について

平成十一年四月一日現在、行刑施設に配置されている非常勤医師の人数及びその専門診療科目は、別表五のとおりである。

なお、非常勤医師の執務体制は施設により異なるが、診察回数はおおむね月四回程度である。

二の（二）の1について

常勤の歯科医師は、府中刑務所、八王子医療刑務所、東京拘置所、大阪刑務所、大阪拘置所、名古屋刑務所、福岡刑務所、宮城刑務所及び札幌刑務所の九施設に各一名ずつ配置されており、非常勤の歯科医師は、千葉刑務所及び網走刑務所に各一名ずつ配置されている。それ以外の施設においては、外部の歯科医師を施設に招へいして歯科治療を実施している。

また、各行刑施設には、歯科診察ユニット及び歯科用エックス線装置が設置されている。

二の（二）の2について

虫歯による歯痛の訴え等があり、治療の必要性を認めた場合には、投薬、充てん処置、抜歯等の治療を国費で行っている。ただし、充てん材料の種類によっては、本人の負担となる場合がある。

また、入れ歯又は差し歯の調整についても、その必要性を認めた場合には、国費で行うが、新たに入れ歯又は差し歯を製作する場合や新たなものに交換する場合には、その費用は本人の負担となる。

二の（三）について

御質問のような場合には、受刑者からの願い出により、問診及び視力検査を実施し、眼鏡の使用又は再調整の必要性を認めた場合には、本人の負担により、眼鏡店からの購入又は修理を認めている。

別表一

施設名		二五年以上	三〇年未満	三〇年以上	三五年未満	三五年以上	四〇年以上	四五年未満	四五年以上
八王子医療刑務所							一		
千葉刑務所	三			四	二	二	一		
大阪刑務所	三					一			
岡崎医療刑務所	一								
岐阜刑務所	三					一			
広島刑務所							一		
岡山刑務所	一					一			
城野医療刑務所	二			三		二	四		三
熊本刑務所	四			三		三			
宮城刑務所	五				二				

旭川刑務所	徳島刑務所	合 計
一	四	二七
	三	一七
二		一二
		七
	一	四

別表二

施設名	人数継続期間	人数継続期間	人数継続期間	人数継続期間	人数継続期間	人数継続期間	人数継続期間	人数継続期間
	二五年以上	三〇年以上	三五年以上	四〇年以上	四五年以上	四五年以上	四五年以上	四五年以上
三〇年未満	三〇年未満	三〇年未満	四〇年未満	四五年未満	四五年以上	四五年以上	四五年以上	四五年以上
宮城刑務所	二二 二二 二七 年 八 月	一	一	一	一	一	一	一
熊本刑務所		一	一	一	一	一	一	一
城野医療刑務所	一 四月	二 一 八 年 五 月	二 三 三 年 三 月	三 一 七 年 六 月	一 一 五 年 七 月	一 一 七 年 六 月	一 一 五 年 七 月	一 一 七 年 六 月
広島刑務所				一	一	一	一	一
岐阜刑務所	一 一 六 年 二 月							
大阪刑務所	一 六 年 一 月	二 六 年 五 月	一 一 六 年 三 月	一 六 年 八 月	一 六 年 八 月	一 六 年 八 月	一 六 年 八 月	一 六 年 八 月
千葉刑務所		一 〇 月						
八王子医療刑務所				一	一	一	一	一

旭川刑務所	合
	計
	五
	七
二二 二六 九年 七月 八月	五
	六
	〇

(注) 一月に満たない日数は切り捨てた。

別表三

施設名	二五年以上	三〇年以上	三五年以上	四〇年以上	四五年以上
	三〇年未満	三五年未満	四〇年未満	四五年未満	四五年以上
八王子医療刑務所				一	
千葉刑務所	三	四	二		
大阪刑務所	二	二		一	
岡崎医療刑務所	一				
岐阜刑務所	一				
広島刑務所				一	
岡山刑務所			一		
城野医療刑務所	二	三	二	四	三
熊本刑務所	三	二	三		
宮城刑務所	三				

旭川刑務所	徳島刑務所	合 計
	一	一六
	三	一四
一		九
		七
	一	四

別表四

施設名	医師の人数	専門診療科目
府中刑務所	九	内科、外科、整形外科、精神科
八王子医療刑務所	一六	内科、外科、整形外科、精神科、眼科
横浜刑務所	六	内科、外科、精神科
横須賀刑務所	一	内科
千葉刑務所	三	内科、外科、精神科
市原刑務所	一	内科
黒羽刑務所	三	内科、外科
栃木刑務所	一	内科
前橋刑務所	二	内科
静岡刑務所	四	内科、精神科
甲府刑務所	一	内科

長野刑務所		二	外科、整形外科
新潟刑務所		二	内科
川越少年刑務所		五	内科、心療内科、整形外科
水戸少年刑務所		一	外科
松本少年刑務所		一	内科
東京拘置所		一〇	内科、外科、精神科
大阪刑務所		一七	内科、外科、精神科、眼科、泌尿器科
京都刑務所		三	内科、外科
神戸刑務所		二	内科、外科
加古川刑務所		一	内科
滋賀刑務所		二	内科
和歌山刑務所		一	内科
姫路少年刑務所		二	内科

奈良少年刑務所	一	内科
大阪拘置所	七	内科、外科、精神科
京都拘置所	二	内科、外科
神戸拘置所	三	内科
名古屋刑務所	一〇	内科、外科、精神科
岡崎医療刑務所	五	内科、精神科
三重刑務所	一	内科
岐阜刑務所	三	内科、外科
笠松刑務所	一	内科
福井刑務所	一	内科
金沢刑務所	二	内科、外科
富山刑務所	一	内科
名古屋拘置所	三	内科、外科

佐世保刑務所		外科
長崎刑務所	三	内科、外科
麓刑務所	一	内科
城野医療刑務所	五	内科、精神科
小倉刑務所	一	内科
福岡刑務所	六	内科、外科、泌尿器科
広島拘置所	一	内科
松江刑務所	一	内科
鳥取刑務所	一	外科
岡山刑務所	三	内科、外科
岩国刑務所	一	小児科
山口刑務所	一	外科
広島刑務所	六	内科、外科

盛岡少年刑務所	一	脳神経外科
大分刑務所	一	内科
熊本刑務所	三	神経内科、外科、精神科
鹿児島刑務所	三	内科、外科
宮崎刑務所	一	外科
沖縄刑務所	三	内科
佐賀少年刑務所	○	
福岡拘置所	三	内科
宮城刑務所	六	内科、外科、精神科
福島刑務所	二	精神科、皮膚科
山形刑務所	一	外科
秋田刑務所	一	内科
青森刑務所	一	内科

札幌刑務所	七	内科、外科、精神科
月形刑務所	一	内科
旭川刑務所	一	内科
釧路刑務所	一	内科
帯広刑務所	一	内科
網走刑務所	一	内科
函館少年刑務所	一	内科
高松刑務所	三	内科、外科
徳島刑務所	二	内科、外科
高知刑務所	一	外科
松山刑務所	二	内科
合 計	二二四	

別表五

施設名	非常勤医師の人数	専門診療科目
八王子医療刑務所	五	耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、整形外科
横浜刑務所	二	内科
千葉刑務所	二	内科
黒羽刑務所	一	産婦人科
栃木刑務所	二	産婦人科、精神科
前橋刑務所	二	内科
静岡刑務所	二	内科、外科
長野刑務所	二	内科
新潟刑務所	三	内科
川越少年刑務所	一	内科
水戸少年刑務所	三	内科、耳鼻咽喉科

笠松刑務所	二	産婦人科、精神科
岐阜刑務所	二	外科
三重刑務所	二	内科
岡崎医療刑務所	二	耳鼻咽喉科、眼科
名古屋刑務所	二	内科、眼科
奈良少年刑務所	一	内科
和歌山刑務所	五	内科、産婦人科、精神科、神経科
滋賀刑務所	一	外科
加古川刑務所	一	精神科
神戸刑務所	二	内科
京都刑務所	一	内科
大阪刑務所	五	内科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、整形外科
松本少年刑務所	二	内科、外科

金沢刑務所	一	内科
富山刑務所	一	内科
名古屋拘置所	三	内科、精神科
広島刑務所	三	内科
山口刑務所	四	内科
岩国刑務所	二	産婦人科、精神科
岡山刑務所	二	内科、精神科
鳥取刑務所	一	内科
松江刑務所	一	内科
広島拘置所	一	精神科
福岡刑務所	六	内科、眼科
城野医療刑務所	二	外科、眼科
麓刑務所	二	産婦人科、精神科

長崎刑務所	三	内科
大分刑務所	一	内科
熊本刑務所	二	内科
鹿児島刑務所	一	外科
宮崎刑務所	二	内科
沖縄刑務所	四	外科、精神科
佐賀少年刑務所	一	内科
福岡拘置所	一	精神科
宮城刑務所	二	内科、外科
福島刑務所	四	内科
山形刑務所	四	外科、皮膚科、精神科、神経科
秋田刑務所	三	内科
青森刑務所	二	内科、耳鼻咽喉科

盛岡少年刑務所	一	内科
札幌刑務所	三	内科、産婦人科
月形刑務所	一	内科
旭川刑務所	二	内科、精神科
網走刑務所	一	外科
函館少年刑務所	一	内科
高松刑務所	一	内科
徳島刑務所	一	精神科
高知刑務所	一	内科
松山刑務所	五	内科
合 計	二三九	